

## 公募型プロポーザル方式による受託者の公募に関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

当公募型プロポーザルは、令和7年度茨城県一般会計予算が成立しない場合、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しないことを了承の上、応募してください。  
なお、予算が減額となった場合には選定業者と協議をし、契約をするものとします。

令和7年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

### 記

#### 1 調達に付する事項

##### (1) 業務名

令和7年度いばらき農林水産物イメージアップ事業業務委託

##### (2) 目的

茨城県産農林水産物の認知度向上に向け、全国の大消費地（北海道、首都圏、関西等）や県内の消費者を対象に、イベント等を開催して効果的なPRを行うとともに、さらなる取引拡大を図る。

##### (3) 業務内容

「令和7年度いばらき農林水産物イメージアップ事業業務委託仕様書」**別紙1**による。

##### (4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、当該入札通知に基づき生じた権利義務は、令和7年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

##### (5) 見積限度額

金 16,128,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める。）。

##### (6) 対象となる経費

「令和7年度いばらき農林水産物イメージアップ事業業務委託仕様書」**別紙1**を参照のこと。

#### 2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない

- 者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (5) 過去5年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、(2)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

#### (2) 企画案を審査するための評価項目

項目	評価事項
効果的な事業実施	① 本事業の趣旨や費用対効果をよく理解した上で、本県産農産物の認知度向上とイメージアップを図るための内容となっているか。
工程計画及び実施体制	② 作業スケジュール、作業内容は妥当であり、確実に実現可能な内容となっているか。 ③ 提案内容を実施する上で十分な人員を確保しているか。また、十分な専門性を有しているか。
会社の業務実績	④ 同種及び類似業務の実績などがあり、提案内容を実施するためのノウハウを有しているか。
	⑤ 遠隔地である関西・北海道での事業も円滑に実施できるか。
総合力等の評価	⑥ 上記のほか、特に評価できる点など、総合的勘案事項があるか。

### 4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 茨城県営業戦略部農産物販売課  
〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
電話：029-301-2855 FAX：029-301-2859  
電子メール：nouhan1@pref.ibaraki.lg.jp

#### (2) プロポーザルに関する質疑受付・回答

##### ア 質疑の提出方法

質疑・回答書（別紙）により、FAX又は電子メールにより提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

##### イ 質疑受付期間

令和7年3月5日（水）から令和7年3月19日（水）正午までとする。

##### ウ 提出先

4 (1) 担当部局に同じ

エ 回答方法

質疑は、令和6年3月19日(水)午後5時までにFAX又は電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、公告説明文の追加又は修正とみなす。

5 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書	(様式1)	1部
イ 会社・団体の概要	(様式2)	1部
ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績	(様式3)	6部
エ 資格要件に係る申立書	(様式4)	1部
オ 企画提案書(様式自由とするが、提案者名が分かるような記載はしないこと。)		6部

別紙1仕様書の内容を踏まえ、以下の事項を記載すること。

(ア) フェア等の想定年間スケジュール

実施する時期、場所や内容等について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

(イ) 費用見積額

積算基礎が明確な経費見積書(消費税等を含む。)を提出すること。

(ウ) フェア等ごとの工程計画及び実施体制

作業スケジュール、作業内容及び実施体制(再委託を予定する場合は、再委託の相手先や役割を記入)を記載すること。

(2) 提出期限 令和7年3月21日(金) 必着

(3) 提出先 4(1)の担当部局に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。

(5) 留意事項

企画提案書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(県の休日及び正午から午後1時までを除く)。郵送の場合には、令和7年3月21日(金)までに到着したものを有効とする。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時・場所

企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

(2) その他

ア プレゼンテーションは、非公開とする。

イ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

7 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(3) プロポーザルの審査内容に関しては一切公表しない。

(4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として茨城県に納付する。

ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15条）第138条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

(別紙)

茨城県営業戦略部農産物販売課 行

(FAX : 029-301-2859)

令和7年度いばらき農林水産物イメージアップ事業業務委託  
質疑・回答書

名 称 :

担当者名 :

連絡先 :

質 問 内 容

回 答 内 容

(様式1)

企画提案提出書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(農産物販売課扱い)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

氏名 (ふりがな)	
所属	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

(様式2)

会社・団体概要

商号又は名称	
代表者	
住所	
資本金	
設立年月日	
従業員数	
事業内容	
主な支店・営業所	

※会社・団体の概要に関するパンフレット等を添付すること。(提出部数1部)

(様式3)

過去5年間の同種又は類似業務の実績

事業名	発注者 商号又は名称 住所 電話番号	業務の概要	契約金額(千円) 履行期間

※5件まで記載すること。

(様式4)

資格要件に関する申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(農産物販売課扱い)

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

令和7年度いばらき農林水産物イメージアップ事業業務委託のプロポーザルの参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 4 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 5 過去5年間において、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。